

# かまくら議会だより

平成18年8月1日 第194号

## 鎌倉市議会

鎌倉市御成町18番10号

電話0467(23)3000

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/index.htm>

編集発行

鎌倉市議会広報委員会



## 5月臨時会・6月定例会開催される 職員の給与・退職手当に関する条例の改正など 諸議案を審議

### 5月臨時会の動き

○5月臨時会開催される……………4面

### 6月定例会の動き

○15名の議員が一般質問を行う………2面

○陳情1件を採択……………3面

○意見書2件を可決……………3面

○特別委員会設置される……………4面

9月定例会は9月6日(水)  
に開会予定です

### 写真を募集しています！

「かまくら議会だより」の1面に掲載する写真を募集しています！

応募資格：市内在住、在勤問わず、どなたでもご応募できます。(ただし個人に限ります)

メインテーマ：「わたしが次の世代に伝えたいかまくら」

応募方法などについては、議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

電話 0467(23)3000 内線2448

### 6月定例会における主な議案の議決結果

議 案	議決結果	会派名						
		民 主 主 産	共 産 主 ト	ネ ット 志	同 志 志	公 明 明	自 由 民	無 所 属
鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	●	○
平成18年度鎌倉市一般会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○
鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	●	○	○	○	○	▲

○賛成 ●反対 ▲一部反対

《各会派の所属議員は次のとおりです》(○印は代表者)

民 主（民主党鎌倉市議会議員団）：○山田直人、岡田和則、中村聰一郎、渡邊隆、久坂くにえ、早稲田夕季  
共 産（日本共産党鎌倉市議会議員団）：○吉岡和江、赤松正博、小田嶋敏浩、高野洋一  
ネ ッ ト（神奈川ネットワーク運動・鎌倉）：○森川千鶴、三輪裕美子、石川寿美、萩原栄枝  
同 志（鎌倉同志会）：○野村修平、白倉重治、伊東正博、前川綾次  
公 明（公明党鎌倉市議会議員団）：○大石和久、藤田紀子、納所輝次  
自 民（自由民主党俱楽部）：○本田達也、高橋浩司  
無 所 属：○千一、原桂、松尾崇、助川邦男、松中健治

【会派とは】議会内で基本的に同じ政策（市政に対する考え方、意見など）を持つ議員の集団をいいます。本市議会では、代表質問を行ったり議会運営委員会の委員となる、いわゆる議会運営上の交渉会派は所属議員2人以上としています。

【所属の変更等】平成18年5月30日付けで、改革鎌倉が会派を解散し、原桂議員、松尾崇議員は無所属になりました。また、助川邦男議員は、民主党鎌倉市議会議員団を退会し、無所属になりました。

【会派名の変更】平成18年6月1日付けで、自由民主党鎌倉市議会議員団は自由民主党俱楽部へ会派名を変更しました。

【会派代表の変更】平成18年6月27日付けで、民主党鎌倉市議会議員団の代表者は、山田直人議員に変更になりました。



## 議決した条例関係議案など

六月定例会では、市長から条例の一部を改止するための議案六件、その他の議案三件（補正関係議案、人事関係議案を除く）が提出されました。

議会では審議の結果、鎌倉市職員の退職手当に関する条例及び鎌倉市国民健康保険条例の一部を改止する条例は多数の賛成により、他の条例改止議案及びその他の議案を総員の賛成により可決しました。

また、議員から教育基本法改正の慎重審議を求めるに關する意見書の提出についての議会議案が提出されました。議会での議論を見守りたいため、議案の内容は次のとおりです。

**◎鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例**

労働者災害補償保険法による災害補償との均衡を図るために、地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律の施行に伴い、災害補償の均等化を図るために、規定の整備を行うものです。

**◎鎌倉市常住宅条例**

昭和二十六年に建設された老朽化した市営極楽寺住宅（稲村ガ崎一丁目）を廃止するため、名称の削除等、規定の整備を行うものです。

**◎鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例**

国家公務員の給与構造改革に準じて、本市職員の給与制度を、給料表において、平均四・八%の引き下げを行うとともに、昇給については、勤務成績をきめ細かく反映させることができるよう、一つの号級を四分割し、昇給一年間における勤務成績に応じ、四号級昇給することとし、昇給良好な成績で勤務した場合には昇給率を乗じて得た額を基本額として、新たに、在職期間にその者が属していた級に応じて定める月額の六十月分の合計額である調整額を加え、職員の貢献度をより退職手当に反映させようとするものです。

また、給与構造改革とは別に、超過勤務手当については、労働基準法の趣旨に合わせて、あらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間を超えて振替勤務した場合にその割増分を超過勤務手当として支給しようとするほか、任期付職員の給料については、国に準じて平均六・六%引き下げるものです。なお、付則において経過措置として、引き下げる後の給料月額が、引き下げる前の給料月額に達するまでの間、引き下げる前の給料月額との差額を支給します。

**◎鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例**

社会情勢の変化や安全衛生管理制度の向上により、制度創設時の特殊勤務手当の対象業務の危険性、困難性及び特殊性が薄れたものについて、現行二十種類ある特殊勤務手当のうち、行旅死亡人等処置作業手当、看護婦の予防接種従事手当、用地買収交渉手当、年末年始勤務手当、水質特殊検査業務手当、変則勤務手当、横浜地方裁判所での原判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却することを認め、東京高等裁判所に控訴しようとするものです。

**◎損害賠償請求事件について**

平成十六年一月十六日、固定資産税の評価額が过大であったため、相続税の過大納付を余儀なくされたとして市に対して損害賠償請求を求める訴訟が横浜地方裁判所に提起され、本年五月十七日に判決がありました。

判決では、固定資産税の評価額と相続税の因果関係があると認められ、市が平成三年に本件土地の固定資産税の評価額を修正する際、補正を見過ごした重大な過失があつたとして、被控訴人に對し、総額千九百五十六万六百円の賠償金の支払いなどを命

查手当、滞納整理等業務手当、現場作業手当、障害児訓練業務手当の七手当について支給対象とする業務内容を限定するなどの見直しをするものです。

**◎鎌倉市職員の退職手当に関する条例**

高齢者医療の抜本的な改革をに準じて、退職手当について算定方法及び支給率の見直しを行が国会において可決し、この中で、国民健康保険法等の一部改正が行われたことに伴い、七十歳以上の高齢者のうち、就労をするなどして現役並みに所得がある者が医療機関にかかるとき、窓口における保険負担金額の自己負担割合を二割から三割に引き上げるもので、また、年齢による基礎賦課総額算出に当たつての経過措置を平成二十一年まで継続するものです。

**◎市道路線の認定**

市立御成小学校校舎及び体育馆のうち、校舎三号棟の一部を市内の買収計画に基づき、引き続き道路法の規定に基づいて認定す

るものです。取得後は、約九十・八%の取得率になります。

**◎不動産の取得**

鎌倉市学校建設公社が建設した市立御成小学校校舎及び体育馆のうち、校舎三号棟の一部を撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

議案の撤回・議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

議会では、今後、固定資産税の評価に当たって、その基準を具体的に文章化するなど統一的判断があるとの意見がありま

したが、本件を委託しました。

## 5月臨時会開催される

# 自治基本問題調査特別委員会が設置される

### 自治基本問題調査特別委員会委員

委員長	山田 直人(民主)
副委員長	前川 綾子(同志)
委 員	久坂くにえ(民主)
"	納所 輝次(公明)
"	三輪裕美子(ネット)
"	小田嶋敏浩(共産)
"	高野 洋一(共産)
"	高橋 浩司(自民)
"	伊東 正博(同志)
"	森川 千鶴(ネット)

## 公平委員会委員

六月定例会に市長から公平委員会委員の選任についての議案が提出され、議会では総員の賛成により同意しました。選任された方は、次のとおりです。

小林栄二郎氏（今泉台在住）は、任期は平成十八年六月二十日から平成二十二年六月二十日までの四年間です。

## 編集後記

インターネットによる個人のブログやホームページが活用される時代ではありますが、一方で各会派代表で構成される議会広報委員会による「議会だより」の編集・作成は、できるだけ偏りのない内容を市民の皆様にお伝えする、と

いう意味でも、改めて大変重要なことだと思います。

先号より、今までの新聞折り込みによる配付から、直接各家庭に配付するようになりました。ぜひ読まれた感想や意見をお寄せください。より分かりやすい紙面づくりに努

## 特別委員会とは

六月定例会に一般会計補正予算案が提出され、審議の結果、総員の賛成により可決しました。

議会は常任委員会のほかに特別委員会を置くことができる

と定められています。

本市議会には現在、四つの常任委員会（総務、文教、観光厚生、建設）が設置されていますが、特別委員会は、二つ以上の常任委員会の所管に及ぶ案件や特に重要で一つの常任委員会における負担を超える案件を審査する場合に、います。

総務費：市民組織支援の経費

自治会・町内会等支援事業

するもので、補正後の総額は五百四十四億七千六百六十万円になります。歳出の内容は、次のとおりです。

から同所一二七八番一〇地先

か三路線は、いずれも開発行為

に伴い、築造された道路であり、

一般的の交通の用に供するため、

数の除算については、現行の二

分の一を三分の一とするもので

す。

給率を微減しようとするほか、

育児休業期間のうち、子が一歳に達した日の属する月までの月

とする業務内容を限定するなど

の見直しをするものです。

**◎鎌倉市職員の退職手当に関する条例**

高齢者医療の抜本的な改革を

に準じて、退職手当について算

定方法及び支給率の見直しを行

が国会において可決し、この中

で、国民健康保険法等の一部改

正が行われたことに伴い、七十

歳以上の高齢者のうち、就労を

するなどして現役並みに所得が

ある者が医療機関にかかるたど

き、窓口における保険負担金額

の自己負担割合を二割から三割

に引き上げるもので、また、

年齢の六ヶ月分の合計額である

月額の六ヶ月分の合計額である

調整額を加え、職員の貢献度を

より退職手当に反映させようと

するものです。

**◎鎌倉市国民健康保険条例**

高齢者医療の抜本的な改革を

に準じて、退職手当について算

定方法及び支給率の見直しを行

が国会において可決し、この中

で、国民健康保険法等の一部改

正が行われたことに伴い、七十

歳以上の高齢者のうち、就労を

するなどして現役並みに所得が

ある者が医療機関にかかるたど

き、窓口における保険負担金額

の自己負担割合を二割から三割

に引き上げるもので、また、

年齢の六ヶ月分の合計額である

月額の六ヶ月分の合計額である

調整額を加え、職員の貢献度を

より退職手当に反映させようと

するものです。

**◎市道路線の認定**

高齢者医療の抜本的な改革を

に準じて、退職手当について算

定方法及び支給率の見直しを行

が国会において可決し、この中

で、国民健康保険法等の一部改

正が行われたことに伴い、七十

歳以上の高齢者のうち、就労を

するなどして現役並みに所得が

ある者が医療機関にかかるたど

き、窓口における保険負担金額

の自己負担割合を二割から三割

に引き上げるもので、また、

年齢の六ヶ月分の合計額である

月額の六ヶ月分の合計額である

調整額を加え、職員の貢献度を

より退職手当に反映させようと

するものです。

**◎不動産の取得**

高齢者医療の抜本的な改革を

に準じて、退職手当について算

定方法及び支給率の見直しを行

が国会において可決し、この中

で、国民健康保険法等の一部改

正が行われたことに伴い、七十

歳以上の高齢者のうち、就労を

するなどして現役並みに所得が

ある者が医療機関にかかるたど

き、窓口における保険負担金額

の自己負担割合を二割から三割

に引き上げるもので、また、

年齢の六ヶ月分の合計額である

月額の六ヶ月分の合計額である

調整額を加え、職員の貢献度を